

- ・ 被認定者より、各種様式・手引きの内容が分かりにくいとの意見が多かったことから、指定疾病別に必要な判定様式（診断書等）をまとめた冊子を作成、各保健所等に配布した。
- ・ 制度利用アンケート結果を取りまとめ、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の議論に提供した。

（２）医療従事者、医療機関の手続き・判定基準についての認識の向上

昨年度に引き続き、セミナー開催、手引きの配布により、医師・医療機関の判定基準の理解、診断の向上を図った。

①医師向けセミナーの開催

病理学会・肺癌学会など、石綿関連疾患の確定診断に大きく関わる病理医や放射線医が多数参加する学会を中心に、顧問医師をはじめとする専門医による指定疾病診断のポイント、判定基準等を説明するセミナーを開催した（５学会）。

②医師向け手引きの配布

当救済制度において指定疾病にかかる診断書を作成したことのある実績のある病院や主要病院等 1170 箇所、医師向け手引き等を配布した。

（３）制度の円滑な実施に必要な事業・調査の実施

認定に必要な医学的な検査、計測の標準化を図るための事業や、広報などの制度運営に役立つ情報を得るための事業を実施した。

①石綿小体計測精度管理事業

認定基準の一部である石綿小体数の計測について、医療機関における石綿小体計測精度の確保・向上を目的として実施した。

②石綿繊維計測機関育成事業

認定基準の一部である石綿繊維数の計測について、民間の石綿繊維計測機関を育成することを目的として実施した。

③ばく露状況調査

広報などに生かすため、被認定者の居住歴・職歴等について集計・分析した。

（資料 48 制度運用の円滑化に係る事業・調査（平成 22 年度）（資料編 P79））

（４）情報の公開

以下について、プレスリリースを行い、ホームページ上で公表を行った。

①認定状況等

- ・ 月次の認定状況の取りまとめ
- ・ 申請者数、認定患者数、認定等までの平均処理日数、支給実績等の制度運用状況についての統計集
- ・ 救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について分析したばく露調査報告書

※ 統計集、ばく露調査報告書の取りまとめに当たっては、関係者のニーズを踏まえ、労災等認定者の除外集計、死亡者の死亡年別集計等を新たに行った。

②各種情報

- ・ 住民相談会の実施に当たり、ホームページにおいて予告及び結果報告を行った。
- ・ 最新の知見を踏まえ、パンフレット「石綿と健康被害」の改訂を行った。
- ・ 指定疾病追加に伴い、申請手続等に関する情報（申請の手引き等）を更新した。

（資料 49 ホームページ公表・記者発表概要（資料編 P81））

自己点検結果

- ・ 被認定者アンケート等の結果をもとに、広報対象の選定や申請書類の改善等を行うことができ、制度の周知や効率的な運用に資することができた。
また、制度利用アンケート結果を石綿健康被害救済小委員会における制度見直しの議論に提供することができた。
さらに、保健所担当者アンケートを新たに実施したところであり、23年度の保健所説明会や保健所受付業務の改善に役立てることとしている。
- ・ 医師・医療機関の制度認識の向上に向けては、医学会でのセミナーの実施やターゲットを絞った医師向け手引きの配布を行い、医師等の認識は高まっていると考えられる。
その結果、医療従事者からの紹介の増加、十分な資料が添付された申請の増加といった効果が見られている。
- ・ 認定業務の迅速化・正確性の確保のための石綿小体計測精度管理事業、石綿繊維計測機関育成事業を実施し、特に石綿小体計測については、計測日数減につながったとの効果が見られている。
ばく露状況調査の成果は、広報対象の絞り込みや判定申出業務の円滑化に役立てることができた。
- ・ 情報公開については、ホームページ掲載を中心に、統計集の取りまとめ等において関係者のニーズに応じた情報を公開することができた。

3. 認定・支給の適正な実施

平成 22 年度計画の概要

- 環境省などと協力し、申請・請求から認定・給付までの時間短縮に取り組む。
- 新認定・給付システムを活用し、認定・給付業務を適切に実施。
- 指定疾病追加に伴い、担当者用マニュアルを改訂。
- 保健所の担当者が、認定申請業務等に的確に対処できるようにマニュアル、手引き等の改定・見直しを行い、保健所担当者説明会を実施する。

平成 22 年度の重点事項

- ・新認定・給付システムの活用などによる認定等までの期間短縮の取組み
- ・新たな指定疾病の認定業務への的確な対応
- ・保健所窓口での受付・相談業務への支援
(資料 50 受付機関別内訳 (資料編 P83))

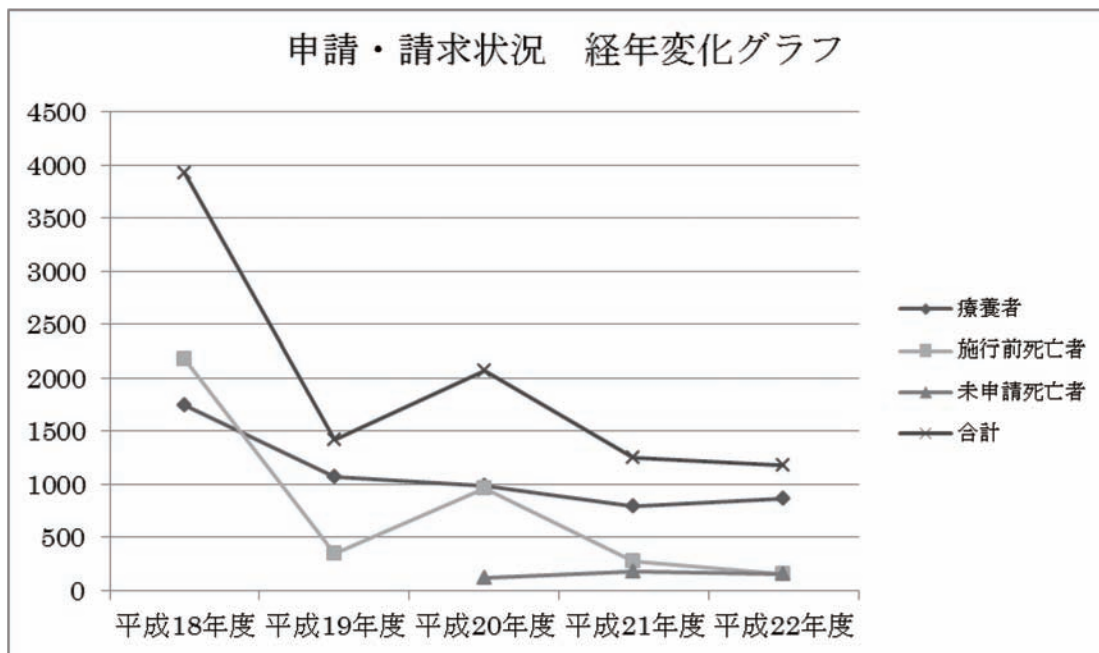
平成 22 年度の業務実績

(1) 申請・請求から認定・給付までの期間短縮等のため講じた措置

- ① 新しい認定・給付システムへの移行を 8 月末までに完了し、業務を効率化した。
 - ・医学的判定の申し出等に係る各種帳票の作成の効率化
 - ・申請・請求の各事案の処理状況をリアルタイムで把握
- ② 認定・給付業務の運用を見直し、改善を図った。
 - ・システム移行に合わせた見直し
 - ・医学的判定の申し出の際に、文書により申請者に連絡を行い処理状況を案内

(2) 認定等に係る迅速かつ的確な事務処理の状況

① 受付状況



認定申請等に係る平成 22 年度の受付は、療養中の方 864 件、施行前死亡者の遺族 155 件及び未申請死亡者の遺族 161 件の計 1180 件である。全体としては、前年度比 5.5% の減となっている。新たな指定疾病である石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、計 128 件の申請等があった。

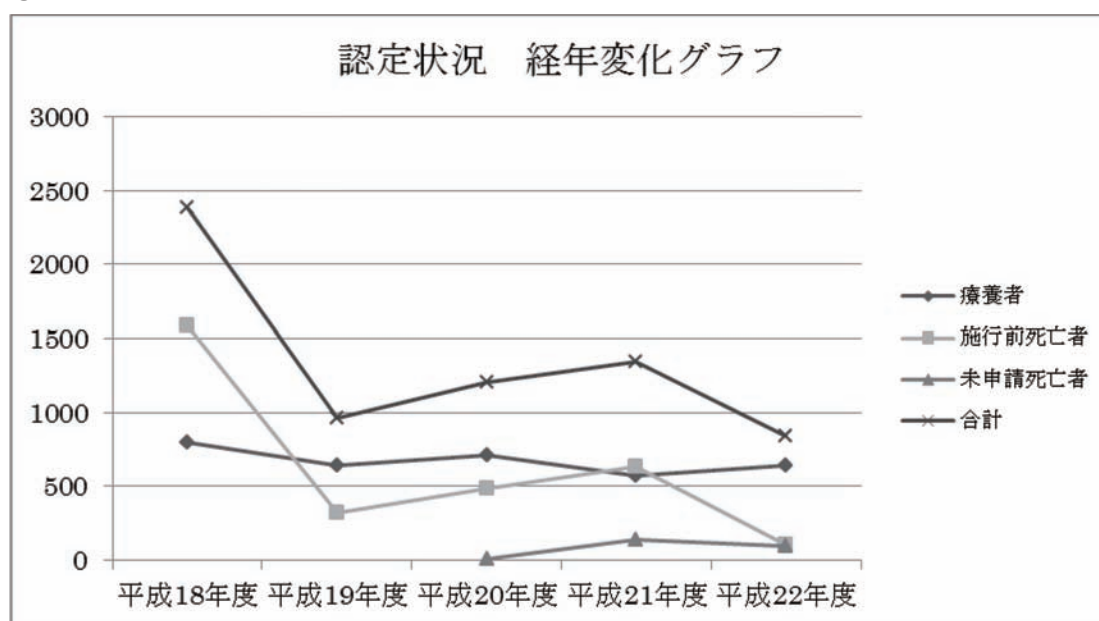
中皮腫及び肺癌では、全体で 15%減であり、うち療養中の方は 0.6%増、施行前死亡者の遺族は 62%減、未申請死亡者の遺族は 14%減となっている。施行前死亡者の遺族からの請求の減少は、平成 20 年度に実施した周知事業（*1）による請求が落ち着いたことが理由と考えられる。

区分\申請疾病	中皮腫	肺癌	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
療養中の方	(589)	(191)	(-)	(-)	(11)	(791)
	613	172	43	31	5	864
施行前死亡者の遺族	(243)	(28)	(-)	(-)	(3)	(274)
	71	33	34	14	3	155
	[35]	[0]			[0]	[35]
未申請死亡者の遺族	(140)	(40)	(-)	(-)	(4)	(184)
	109	46	2	4	0	161
計	(972)	(259)	(-)	(-)	(18)	(1249)
	793	251	79	49	8	1180

() 書きは、前年度の件数。下段 [] 書きは、周知事業による請求と見られる件数で、内数。

(*1) 周知事業とは、地方自治体の保管する死亡小票より、法施行前に中皮腫で死亡した方を抽出し、救済制度又は労災制度等の給付を受けていない方に対し、救済制度を周知した事業（平成 20 年度実施）。

②認定等の状況



ア. 療養中の方

平成 22 年度受付分（864 件）、前年度までの受付未処理分（396 件）及び新資料の提出による審査再開分（6 件）をあわせた計 1266 件について審査を進め、868 件について認定等を行った。新たな指定疾病である石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、認定 14 件、不認定 11 件となっている。中皮腫及び肺がんでは、認定 629 件、不認定 119 件であり、それぞれ前年度比 9.6%増、4.8%減となっている。

（ア）認定等状況

認定等\疾病	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
認定	533 (461)	96 (113)	5 (-)	9 (-)	—	643 (574)
不認定	49 (54)	70 (71)	5 (-)	6 (-)	1 (3)	131 (128)
取下げ	66 (72)	25 (32)	1 (-)	1 (-)	1 (11)	94 (115)
計	648 (587)	191 (216)	11 (-)	16 (-)	2 (14)	868 (817)

（注）（ ）書きは、前年度の件数。

（イ）処理日数の状況

療養中の方からの申請について、申請から認定等決定までの平均処理日数は 175 日（前年度 178 日）である。うち、1 回の医学的判定で認定されたものは平均 112 日（同 105 日）、追加資料が必要とされたものは平均 244 日（同 252 日）である。

認定等決定までの平均処理日数は、全体として減少となったが、これは、申請から医学的判定の申し出までの日数が減少した（前年度 60.5 日、今年度 58.0 日）こと、及び判定が一回で済むケースが増加（前年度 51.3%、今年度 52.2%）したことが要因と思われる。

	認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	件数
1 回の医学的判定	(178)	*1 (105) 52	(351) 387
追加資料が必要とされたもの	175	*2 (252) 63	(333) 354

（ ）書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短は 64 日、最長は 1153 日。

*2 処理日数の最短は 91 日、最長は 1186 日。

（ウ）審査中の案件に係る状況

平成 22 年度末現在審査中の 398 件のうち、過年度受付のものは、18 年度受付は 1 件、19 年度は 1 件、20 年度は 5 件、21 年度は 27 件である。

過年度受付のものうち、まだ、判定申し出に至っていない 7 件の内訳は、労災保留 4 件、医学的資料の未提出 1 件、診断名が指定疾病に該当しない 1 件などとなっている。

イ. 施行前死亡者の遺族

平成 22 年度受付分（155 件）及び前年度までの受付未処理分等（43 件）をあわせた計 198 件について審査を進め、159 件について認定等を行った。新たな指定疾病である石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、認定 31 件、不認定 5 件となっている。中皮腫及び肺癌について、認定 75 件、不認定 37 件であり、それぞれ前年度比 88% 減、24% 減と大幅な減少となっている。この減少は周知事業の効果が一巡し、請求が減少したことが要因と考えられる。

(ア) 認定等状況

認定等 \ 疾病	中皮腫	肺癌	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
認定	66 (619) [34] [552]	9 (9)	24 (-)	7 (-)	—	106 (628) [34] [552]
不認定	3 (7) [0] [1]	34 (42)	3 (-)	2 (-)	0 (0)	42 (49) [0] [1]
取下げ	7 (30) [2] [23]	2 (18)	1 (-)	0 (-)	1 (4)	11 (52) [2] [23]
計	76 (656) [36] [576]	45 (69)	28 (-)	9 (-)	1 (4)	159 (729) [36] [576]

(注) () 書きは、前年度の件数。下段 [] 書きは、周知事業による請求と見られる件数で、内数。以下同じ。

(イ) 処理日数の状況

施行前死亡者の遺族からの請求については、請求から認定等決定までの平均処理日数は、医学的判定を要する案件は 293 日（前年度 416 日）、医学的判定を要さない案件は 59 日（前年度 117 日）である。医学的判定を要する案件のうち、1 回の医学的判定で認定されたものについては平均 107 日（前年度 106 日）、追加資料が必要とされたものについては平均 331 日（前年度 441 日）、認定等までにかかっている。

医学的判定を経ないで機構で認定された案件の処理日数が減少しているのは、周知事業の効果が一巡し、中皮腫についての請求件数が前年度に比べ急減したことが影響していると考えられる。

	認定等決定までの 平均処理日数		請求から医学的判定 申出までの平均日数	件数
	1回の医学的判定	(416) 293	*1 (106) 107	(62) 49
追加資料が必要と されたもの	*2 (441) 331		(114) 117	(50) 35
医学的判定を経ない で機構で認定し たもの	*3 (117) 59		—	(622) 70

() 書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短 96 日、最長は 122 日である。

*2 処理日数の最短は 133 日、最長は 867 日。

*3 処理日数の最短は 43 日、最長は 444 日。

(ウ) 審査中のものに係る状況

平成 22 年度末現在審査中の 39 件のうち、過年度受付のものは、20 年度受付は 4 件、21 年度は 2 件である。過年度に受け、まだ判定申し出に至っていない 20 年度分 2 件の内訳は、労災保留 1 件、診断名が指定疾病に該当せず、医学的資料提出に時間がかかっているもの 1 件となっている。

ウ. 未申請死亡者の遺族

平成 22 年度受付分 (161 件) 及び前年度までの受付未処理分 (82 件) をあわせた計 243 件について審査を進め、162 件について認定等を行った。新たな指定疾病である石綿肺及び、びまん性胸膜肥厚では認定者、不認定者はまだいない。中皮腫及び肺がんでは認定 91 件、不認定 61 件となっており、認定は前年度比 34%減、不認定については前年度と同数である。

(ア) 認定等状況

認定等\疾病	中皮腫		肺がん		その他		計	
認定	68	(111)	23	(27)	—		91	(138)
不認定	41	(35)	18	(25)	2	(1)	61	(61)
取下げ	4	(10)	6	(3)	0	(1)	10	(14)
計	113	(156)	47	(55)	2	(2)	162	(213)

(注) () 書きは、前年度の件数。

(イ) 処理日数の状況

未申請死亡者の遺族については、請求から認定等決定までの平均処理日数は214日(前年度186日)であり、うち1回の医学的判定で認定されたものは平均115日(前年度124日)、追加資料が必要とされたものは平均269日(前年度239日)である。

処理日数は増加しているが、これは、未申請死亡者の遺族からの請求の受付開始年度である20年度、21年度は1回の判定で済む案件の割合が多かった一方で、22年度は、追加資料を求められ複数回の判定が必要となるなど長期間審査を要する案件の割合が多くなったことが理由と考えられる。

	認定等決定までの平均処理日数		請求から医学的判定申出までの平均日数	件数
1回の医学的判定	(186) 214	*1 (124) 115	(72) 55	(91) 54
追加資料が必要とされたもの		*2 (239) 269	(72) 71	(106) 96

() 書きは、前年度の実績

*1 処理日数の最短は76日、最長は240日。

*2 処理日数の最短は118日、最長は625日。

(ウ) 審査中のものに係る状況

平成22年度末現在審査中の案件81件のうち、過年度受付のものは、20年度に受け付けたもの1件、21年度に受け付けたものは2件である。それぞれ追加・補足資料依頼中である。

(3) 指定疾病追加への対応

22年7月の政令改正により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚が救済対象に追加され、これまでと同様の審査に加えて、新たに療養中の申請者及び未申請死亡者の石綿ばく露の確認・調査が必要となった。これに対処するため以下のように対応した。

- ・ 認定関係業務の編成、人員配置を見直し、必要な体制を整備した。
- ・ 労働局、労働基準監督署にヒアリングを行い、石綿ばく露の確認のため、専用の調査票を作成した。
- ・ 申請者本人の他、取引先等への電話によるヒアリング、過去の電話帳による屋号の確認などにより石綿ばく露歴を確認した。
- ・ これらの作業を通じて得られた知見、ノウハウ等をマニュアル(手順書)としてまとめた。
- ・ 現行のマニュアルに追加疾病関係の操作手順を加えるなどの改訂を行った。

(4) 救済給付の適正な支給

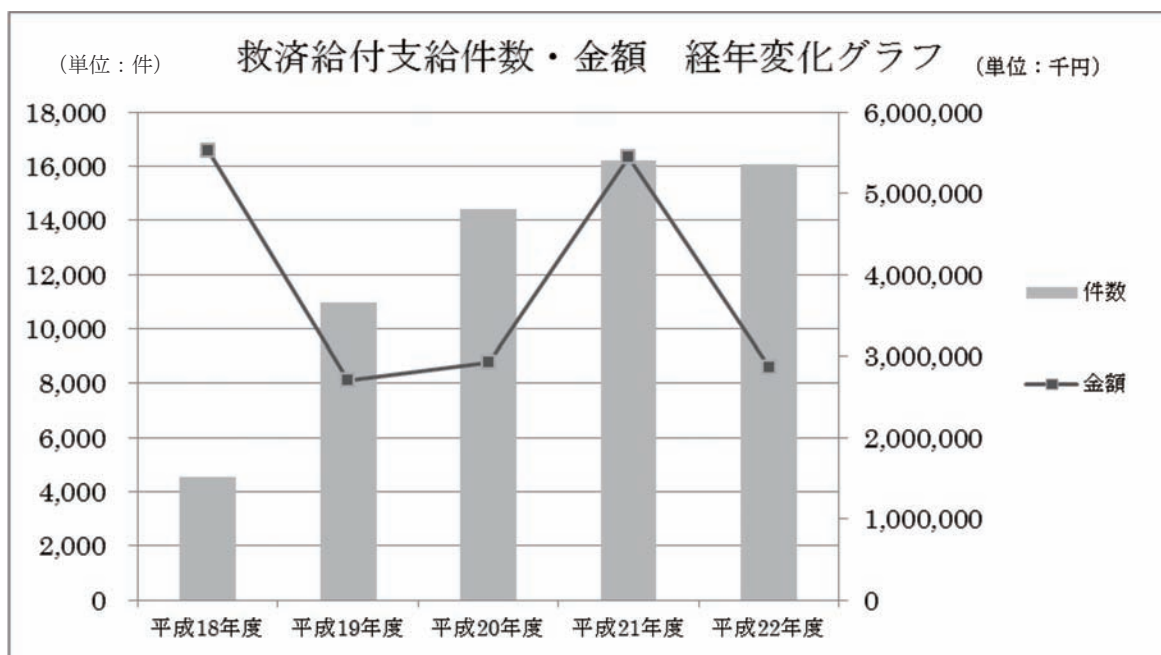
平成 22 年度は、被認定者等に対し総額 28 億 5,258 万円の支給を行った。

前年度と比較すると、全体の支給額は大幅に減少している（前年度比 47.7%減）。これは医療費及び療養手当については認定者数は増加したものの、平成 20 年の法改正に伴う遡り支給が大幅に減少したこと、また特別遺族弔慰金等については、周知事業の効果が一巡し、請求件数が減少したことなどが要因と考えられる。

また新認定・給付システムへの移行により、事務の効率化をはかった。

未支給の医療費等、救済給付調整金の支給までの日数を 70 日以上減少させることができた。

（資料 51 請求・認定から支給までの事務処理日数（資料編 P84））



(単位 (金額) : 千円)

給付種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金等	救済給付調整金	計
件数	(9,967) 10,534	(4,642) 4,679	(405) 368	(848) 194	(335) 271	(16,197) 16,046
金額	(502,061) 373,831	(1,852,696) 1,449,513	(80,595) 73,232	(2,543,152) 579,006	(470,826) 377,000	(5,449,330) 2,852,582

(注) () 書きは、平成 21 年度実績である。

(5) 認定更新業務の実施

23 年 3 月より、認定の有効期間（申請日より 5 年）が来て、更新を行う方が出てきている。更新忘れなどがないよう以下の取り組みを行った。

- ・有効期間満了月の単位で順次対象者に、申請書、診断書様式等を送付。
- ・申請書、診断書等の審査・判定を行い、更新者には新しい医療手帳を発行。
(23年3月満了：43人、4月満了：23人、5月満了：10人、6月満了：3人)

(6) 石綿肺の診断等に関する支援事業の実施

石綿肺及びびまん性胸膜肥厚での申請について、これらの疾病に罹患しているものの、著しい呼吸機能障害までは認められない方に対して、以下のような健康管理（健康診断、診断報告等）等を行った。

- ・専門家からなる委員会を機構に設置（4回開催）
- ・健康診断における検査時期・検査項目及び結果報告、申請書等の各手続様式等について整理した。
- ・今年度は対象者1名に対し、健康診断を行う医療機関を指定し、胸部エックス線撮影、胸部HRCT撮影及び呼吸機能検査を実施した。

(7) 保健所担当者等説明会の実施

申請等の受付の半数以上を占める保健所について、窓口担当者の受付・相談時の対処能力の向上を目的に、以下のように保健所説明会を全国9箇所で開催した。

- ・改正政令施行日前に開催し、追加疾病等に関する説明を中心に行った。
- ・従前の7ブロックでの開催に加え、地理的に参加が困難な北陸（富山）及び沖縄にて開催した。
- ・21年度に実施し好評であった、専門医による医学的情報の提供や、労働局等の担当者による労災保険制度の説明を実施し、より分かりやすく効果的な説明会とした。

(資料 52 保健所担当者向け説明会開催一覧及びアンケート結果 (資料編 P85))

(資料 53 認定等に係る処理日数 (資料編 P87))

(資料 54 審査中の案件に係る状況 (平成 22 年度) (資料編 P89))

(資料 55 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況 (平成 22 年度受付分) (資料編 P90))

(資料 56 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の都道府県別受付状況 (法施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの累計) (資料編 P91))

(資料 57 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等請求書の支給に係る都道府県別認定状況 (平成 22 年度認定分) (資料編 P92))

(資料 58 医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等請求書の支給に係る都道府県別認定状況 (法施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの累計) (資料編 P93))

自己点検結果

- ・ 新認定・給付システムへの移行について、当初予定どおり 8 月末までに完了し、業務の効率化を図ることができた。前年度未処理分と今年度申請受付分等をあわせ 1,707 件（前年度 2,284 件）について審査、平成 22 年度は 1,189 件（前年度 1,759 件）の認定等を行い、また、16,046 件の支払いの処理を適切に行った。
- ・ 処理期間の短縮について、申請・請求の受付から医学的判定の申し出までの期間の削減に努め、療養中の方の場合には、医学的判定 1 回で認定等に至る案件の期間は、前年度 55 日が今年度 52 日、同じく追加資料を求められたものは 65 日が 63 日に短縮されるなど、一定の短縮ができた。引き続き、申請から医学的判定の申し出までの期間の減少、認定等決定まで 1 回の医学的判定で済む件数の比率の増加等各種取組を組み合わせ、処理期間の短縮を図る。

また、申請者等に審査経過の情報を提供するため、医学的判定の申し出の際に現在の処理状況を申請者あてに文書で案内する、新認定・給付システムの機能を活用し、部内で審査経過の情報を共有することにより、申請者等からの照会に対し最新の状況を速やかに回答するといった改善を行った。
- ・ 指定疾病の追加に対応するため、申請手続きのための手引き等を作成し、保健所説明会を通じて周知を図った。追加疾病の審査に必要となった申請者等の石綿ばく露の確認については、環境省ほか関係省庁と連絡・調整を図りながら、必要な聞き取り調査を行った。
- ・ 救済給付については、新認定・給付システムへの移行に伴い事務処理の効率化が図られた。また同システムへの移行に合わせて業務実施マニュアルの改訂を行い、事務の標準化が図られたことなどにより、確実な支給を行うことができた。
- ・ 認定更新業務については、申請漏れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対して督促を確実に実施したことにより、漏れなく更新手続が完了できた。
- ・ 石綿肺の診断等に関する支援事業の実施については、22 年度は健康管理等の事業を実施するための基礎をつくり、対象者 1 名に対して健康診断を実施することができた。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

平成 22 年度計画の概要

- 新認定・給付システムを的確に運用するため、研修を実施し、マニュアルの遵守を徹底。
- マニュアルと実態に乖離等がある場合は、検討のうえ随時マニュアルを見直し。
- マニュアルの遵守を徹底するため、研修等によりの確な事務処理を実施。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 新システムの運用・保守の体制・手順の確立によるセキュリティの確保及び業務の安定的実施
- ・ 部内職員の個人情報保護、情報セキュリティ対策の高度化

平成 22 年度業務の実績

(1) 新認定・給付システムの構築と開発後の的確な運用保守管理

新認定・給付システムは、22 年 8 月に全面稼働に至った。また、指定疾病の追加、認定更新業務の開始に伴い、システムの改修を行った。その後、適切にシステムの運用・保守を行い、安定的に稼働している。

(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化

石綿健康被害救済業務に係る個人情報保護及び情報セキュリティについて、部内の情報セキュリティ研修を、人事異動ごとに確実に実施した。また、業務マニュアルに、個人情報保護・情報セキュリティの手順書の内容を盛り込み、日常業務での対策の徹底を図った。

自己点検結果

- ・ 新認定・給付システムが 22 年夏に円滑に本格稼働に至ったことにより、申請から認定・支給までの業務の効率化や、ヒューマンエラーが回避でき業務の安定的実施を図ることができた。具体的には、申請から給付までのデータを一元管理できるようになり、個人情報の適切な管理や、事務処理日数の減少にもつながるなどの効果をあげている。
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、引き続き、研修等により、部内職員のルールの遵守を確保していく。

5. 救済給付費用の徴収

平成 22 年度計画の概要

- 特別拠出金について、適切な徴収及び収納を行う。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 特別事業主からの拠出金の徴収の的確な実施

平成 22 年度の業務実績

特別拠出金について、特別事業主 4 者について徴収額を決定、通知し、適切に徴収した。
延納申請を受けた 3 者については 4 回に分け徴収を実施した。

特別拠出金の徴収・収納額は計 332,152,760 円であり、徴収すべき額をすべて徴収している。

自己点検結果

特別拠出金の徴収は着実に実施した。

6. 救済制度の見直しへの対応

平成 22 年度計画の概要

- 指定疾病の追加に伴い、マニュアル等の改訂、手引き等の追加、保健所担当者説明会の開催、必要な広報の実施などを適切に行う。
- 石綿健康被害救済小委員会での議論について情報収集し、見直しに必要なデータを提供、検討を行う。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 指定疾病追加に伴う必要な措置の適切な実施
- ・ 制度見直しについて、中央環境審議会等での議論について情報収集
- ・ アンケートやデータの整理・集計を行い、見直しに必要なデータを提供

平成 22 年度の業務実績

(1) 指定疾病追加への対応

平成 22 年 7 月より施行された指定疾病の追加について、業務体制の整備、各種マニュアル、手引き等の追加・改訂、保健所説明会の実施、新聞等による周知・広報、システムの改修を行い、追加疾病関係業務を適切に開始した。

(資料 42 平成 22 年度広報実績一覧 (資料編 P69))

(2) 法施行後 5 年の制度見直しへの対応

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会や環境省石綿健康被害対策室より、随時情報収集を行った。

また、「制度利用アンケート」において、療養実態関係の問いを追加し、その結果を環境省に提供、救済小委員会の議論に役立てた。

(資料 45 アンケート調査結果概要 (平成 22 年度) (資料編 P75))

自己点検結果

- ・ 指定疾病追加については、改正政令施行までに必要な手引き等の改訂・追加、保健所説明会などの対応を行うことができた。
- ・ 法施行後 5 年の見直しについては、今後とも石綿健康被害救済小委員会や環境省の検討状況を踏まえて必要な対応を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織運営

平成 22 年度計画の概要

- 管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を行い、事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築。（具体的な合理化目標の計画については、「5. 職員の人事に関する計画」において明示。）
- コンプライアンス・マニュアルを活用し、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、内部統制を強化。
- コンプライアンス推進委員会において、内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 業務体制の効率化
- ・ 内部統制強化による組織運営の信頼性の向上

平成 22 年度業務実績

（1）業務体制の効率化

①組織の改編

ア. 石綿健康被害救済部において、業務の現状に合わせて、組織の改編を行った。

- ・ 組織改編（平成 22 年 7 月）。

石綿健康被害救済部資金管理課を廃止し、情報業務課を設置するとともに、部内各課の所掌事務の見直しを行った。

イ. ぜん息患者の健康管理等を中心とする環境保健事業に重点化を図るため、予防事業部において組織の改編を行った。

- ・ 組織改編（平成 22 年 8 月）

予防事業部環境保健課と環境改善課を事業課に統合するとともに、部内各課の所掌業務の見直しを行った。

なお、この改編により 1 課を削減した。

②業務の一元化

「機構における資金の管理・運用の一元化」の検討のためのワーキンググループを資金管理委員会の下部組織として設置し、管理・運用の一元化の実現に向けた検討を進めた。

③事務処理の効率化

人事関係の業務において、職員プロフィールの IT 化を図ったことで、人事情報や集計等への利活用において作業効率が向上した。

(2) 内部統制の強化

①内部統制の強化を図るための整備

機構の内部統制を有効に機能させる仕組みを整備するため新たに「内部統制基本方針」を策定し、職員に周知するとともに研修を行い、理解を深めた。

(資料 59 内部統制基本方針(資料編 P94))

②統制環境の強化

- ・ 理事長は、理事会（役員と部長出席）のみならず、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会、内部監査等を通じて組織にとって重要な情報を適宜把握した。
- ・ 理事長は、年度初め（4月）・下半期（10月）・年始（1月）に全職員を対象にミッションや運営方針等について、訓示を行った。
- ・ 理事長が課長以下の全職員に対し平成 22 年 9 月から 12 月まで 10 回に分けて階層別（若手、中堅、管理職）による意見交換を実施し、各職員からの意見（例えば、人事・組織に関すること、部下の指導及び情報の共有化等）を踏まえ、次のとおり反映した。
 - ・ 情報の共有化において、理事会及び部課長会議を通じ職員に対し情報の伝達の徹底を周知した。
 - ・ 職員育成のための研修の充実を図った。（階層別研修）
- ・ 内部監査体制を強化するため、監査室に専任の職員を配置した。

③リスク管理の強化

- ・ 機構の内部統制の充実・強化を図るため内部統制基本方針に基づき「リスク管理委員会」を平成 23 年 3 月に設置し、全業務（253 業務）を対象にリスクの洗い出し等を行った。

(資料 60 機構のリスクマネジメント (資料編 P99))

- ・ リスクへの対応として、例えば契約に関する業務については、事務手続き上のリスクを軽減することを目的に、職員が規程等の定める手順等に確実に従って契約事務を行えるように、チェックリストを作成し、活用している。
- ・ 東日本大震災へは次のとおり対応した。
 - ・ 汚染負荷量賦課金申告・納付期限の延期の決定をした。
 - ・ 石綿健康被害救済に係る療養者、申請者、請求者に対する安否確認などに着手した。
- ・ 平成 21 年会計検査報告において、予防事業部の調査研究において「不適切な経理処理」との指摘がなされたことに伴い、同様な事態の発生を防ぐために、予防事業部においては調査研究に従事する会計担当者等を対象とした会計説明会の開催や、調査研究委託先への現地調査などを実施した。

また、予防事業部での対応に加えて、機構全体への対応として再発防止策の徹

底及び理事長が総括する「資格停止措置に関する審査会」を設置した。

④コンプライアンスの強化

- ・ コンプライアンス推進委員会を平成 23 年 3 月に開催し、内部統制の重要な要素として「報告・連絡・相談（以下「ホウレンソウ」という。）」及び業務引継ぎの徹底等を再認識させるために盛り込み「コンプライアンス・マニュアル」の改訂を行った。また、同月、全役職員に対してコンプライアンス研修を実施し周知を図った。
- ・ 平成 22 年 7 月及び平成 23 年 3 月に全役職員に対し日ごろの行動をチェックするために、「コンプライアンス・マニュアル」に付いているコンプライアンスチェックシートにより日頃の業務・行動の自己検証（◎、○、×の 3 段階評価）を行った。その結果 2 回とも、上位 2 項目の評価で 95%以上となった。

（資料 61 コンプライアンス・マニュアル（表紙・目次・チェックシート）

（資料編 P101）

⑤情報セキュリティ体制の強化

- ・ 中長期的な視点で情報セキュリティレベルの維持、向上を図るため、最高情報セキュリティアドバイザーの委嘱期間を 1 年間から 3 年間へ延長した。
- ・ 情報セキュリティ監査に必要な調査作業を行うとともに、機構の全システムについて、前年度実施したリスク分析結果のフォローアップを行った結果、脆弱性が明らかになった電子メールの添付ファイルについて、盗聴防止を図るため、メール添付ファイルの暗号化機器を導入した
- ・ 政府機関統一基準（第 4 版）を機構の情報セキュリティ対策基準に反映させた。
- ・ 全役職員共通のパソコンの更新に当たり、データの保管をパソコン側ではなくサーバー側に行う「シンクライアント方式」を引き続き採用するとともに、OS を最新のものとした。

⑥情報システムの利活用の推進

情報システムを内部統制を有効に機能させるための重要な要素ととらえ、情報システムの利活用を推進するため、情報化推進プロジェクトを平成22年10月に発足させ、内部統制基本方針に「情報システム利活用の推進」を組み入れた。

（3）監事による内部統制の評価

監事による定期監査における重点項目の 1 つが「内部統制の状況」であり、次の所感を受けた。

（監事所感）

「内部統制基本方針の制定、理事長の課長以下全職員との意見交換の実施、階層別研修の開始、リスク管理委員会の設置とリスクの組織横断的洗出しの実施、情報セキュリティ体制の強化、情報システムの利活用促進（情報化推進プロジェクトの発足）など、目に見える具体的な動きが顕著にあり、内部統制の実質的強化・

レベルアップの動きがより具体化したと評価できる。今後も引き続き、当機構に即した内部統制の整備、運用の深化を期待する。」

自己点検結果

(1) 業務体制の効率化

業務内容等に変更のあった部における課の編成、所掌事務、人員配置の見直しを行ったことで、業務の現状や社会からの要請に対応して、業務体制をより効率的なものにできた。

また、管理・運用の一元化の実現に向け、各部との調整ができた。

今後も引き続き、業務の現状や社会からの要請を踏まえ効率化を図って行く。

(2) 内部統制の強化

- ① 「内部統制基本方針」を制定すること等により、理事長がリーダーシップを発揮するための環境整備を推進することができた。
- ② 「内部統制基本方針」の研修を役職員に対して行うことで、内部統制の考え方や仕組みを周知するなど、内部統制を適正に運用した。
- ③ 理事長は、課長以下の職員との意見交換を通じて、独立行政法人を取り巻く社会情勢や経営理念を伝えるとともに、情報・伝達経路が機能しているかどうかを確認することができた。
- ④ リスク管理委員会を新たに設置することで、リスク管理を強化するための基盤を整えることができた。
- ⑤ コンプライアンス研修及びチェックシートによる日頃の業務・行動の自己検証により、役職員にコンプライアンスの重要性を再認識させることができた。
- ⑥ 「コンプライアンス・マニュアル」に内部統制の重要な要素ととらえている「ホウレンソウ」を盛り込むことにより、「ホウレンソウ」が内部統制や業務の円滑な推進のために重要であることを役職員に再認識させることができた。
- ⑦ 機構の全情報システムについてのリスク分析や情報セキュリティ監査を実施することで、機構全体の情報セキュリティの強化を図ることができた。

今後とも内部統制の強化については、「内部統制基本方針」等に沿って着実に実施するとともに、機構内外のリスクについて、迅速な情報交換、分析及び評価等を行い機構の運営に適切に反映させる。

また、次年度以降も情報システムのリスク分析や情報セキュリティ監査を業務の現状や社会情勢の変化等を踏まえた手法や内容で実施することで、機構全体の情報セキュリティレベルの着実な向上を図る。

(3) 監事による内部統制の評価

監事所感を受け、今後も内部統制のさらなる強化に取り組んでいく。

2. 業務運営の効率化

平成 22 年度計画の概要

- 外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映。
- サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務について、外部機関を活用。
- 一般管理費、業務経費について、効率的執行に努める。
- 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく取組を実施。
- 給与水準について検証し、給与水準の適正化に取り組み、それらを公表。
- 「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。
- 企画競争や公募を行う場合、その理由等について経理部で審査を実施。
- 業者の選定に当たって、契約担当部以外の者を審査に加える。
- 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 人件費・給与水準の適正化
- ・ 随意契約の見直し

平成 22 年度業務実績

（1）各種委員会の活用

- ① コンプライアンス推進委員会を開催し、「コンプライアンス・マニュアル」の改訂及び「内部統制基本方針」の策定を行った。
- ② 情報セキュリティ委員会を開催し、政府機関統一基準（第 4 版）を機構の情報セキュリティ対策基準に反映させるとともに、メール添付ファイルの暗号化を決定した。
- ③ 契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」及び「独立行政法人の契約の見直しについて（総務省 平成 22 年 5 月 26 日）」により、契約監視委員会を平成 23 年 3 月に開催し、随意契約等の点検・確認を行った。

（資料 62 機構内に設置した委員会一覧（資料編 P104））

（2）外部委託の推進

外部専門家の知識などを活用し効率的な業務運営に資するため、ホームページ用サーバーの管理等業務、給与計算事務について引き続き外部機関を活用した。

(3) 経費の効率化・削減

①一般管理費の効率化・削減

・一般管理費（22 計画予算額－22 実績）：▲32 百万円（474 百万円－442 百万円）
 一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（前中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）比で 15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 22 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、IT 機器等の更新による保守経費（▲2 百万円）及び情報セキュリティ業務などの委託費（▲16 百万円）の縮減や管理費の全体的な経費節減等（▲15 百万円）を図るなど、業務の効率化に努めた。

（単位：千円、%）

区分	平成 20 年度 A	平成 21 年度		平成 22 年度		前年度 増減 (C-B)	
		B	20 年度比 (B/A)	C	20 年度比 (C/A)		
共通	506,132	計画予算	489,936	▲3.2	474,258	▲6.3	▲15,678
		実績	(92.4) 452,710	▲10.6	(93.3) 442,718	▲12.5	(▲2.2) ▲9,992

(注 1) 実績欄 B、C の上段 () 書きは計画予算に対する執行率、下段は実績額である。

(注 2) 前年度増減欄実績の上段 () 書きは前年度実績額の増減率である。

②業務経費の効率化・削減

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（前中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）比で 5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 22 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

(単位：千円、%)

区分	平成 20 年度 A	平成 21 年度		平成 22 年度		前年度 増減 (C-B)	
		B	20 年度比 (B/A)	C	20 年度比 (C/A)		
公健	336,164	計画予算	332,802	▲ 1.0	329,474	▲ 2.0	▲ 3,328
		実績	(78.2) 260,241	▲22.6	(80.8) 266,107	▲20.8	(2.3) 5,866
石綿	354,648	計画予算	351,102	▲ 1.0	347,591	▲ 2.0	▲ 3,511
		実績	(89.1) 312,810	▲11.8	(65.3) 227,119	▲36.0	(▲27.4) ▲85,691
基金	775,701	計画予算	727,944	▲ 6.2	677,528	▲12.7	▲50,416
		実績	(88.8) 646,260	▲16.7	(87.1) 590,178	▲23.9	(▲8.7) ▲56,082
承継	323,609	計画予算	320,373	▲ 1.0	317,169	▲ 2.0	▲ 3,204
		実績	(55.2) 176,963	▲45.3	(69.8) 221,498	▲31.6	(25.2) 44,535
合計	1,790,122	計画予算	1,732,221	▲3.2	1,671,762	▲6.6	▲60,459
		実績	(80.6) 1,396,274	▲22.0	(78.1) 1,304,902	▲27.1	(▲6.5) ▲91,372

(注1) 実績欄 B、C の上段 () 書きは計画予算に対する執行率、下段は実績額である。

(注2) 前年度増減欄実績の上段 () 書きは前年度実績額の増減率である。

なお、各勘定の予算に対する主な減少要因は以下のとおりである。

- ・ 公健勘定 (22 計画予算額-22 実績) : ▲63 百万円 (329 百万円-266 百万円)
汚染負荷量賦課金の徴収業務に必要な通信費の見直しやシステムの改修に係る委託費を見直すなどの縮減等 (▲40 百万円) のほか、管理費の全体的な節減等 (▲23 百万円)。
- ・ 石綿勘定 (22 計画予算額-22 実績) : ▲120 百万円 (347 百万円-227 百万円)
救済業務における広報関係費の縮減 (▲27 百万円) 及び救済給付申請者数が予定より少なかったこと等による全体的な経費の減 (▲52 百万円) のほか、管理費の全体的な節減等 (▲41 百万円)。
- ・ 基金勘定 (22 計画予算額-22 実績) : ▲87 百万円 (677 百万円-590 百万円)
助成事業における助成金の精算による減等 (▲57 百万円) 及び民間活動振興事業における研修事業の実施件数が予定より少なかったことによる減 (▲14 百万円) のほか、管理費の全体的な節減等 (▲16 百万円)。

- ・ 承継勘定（22 計画予算額－22 実績）：▲96 百万円（317 百万円－221 百万円）
債権回収委託費等の縮減等（▲65 百万円）と管理費の全体的な節減等（▲31 百万円）。

((資料 63－①) 予算・決算の概況 (資料編 P109))

((資料 63－②) 経費削減及び効率化目標との関係 (資料編 P109))

(4) 人件費・給与水準の適正化

- ① 平成 21 年度の検証結果や取組状況及び国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を平成 22 年 6 月に公表した。

平成 21 年度の実績 対国家公務員指数 112.1 (地域学歴勘案 110.5)

ラスパイレス指数推移 (19 年度～21 年度)

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	対前年度差
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	114.7	113.9	112.1	▲1.8

- ② 平成 22 年度において 112 程度 (地域・学歴勘案 109 程度) とする目標達成を目指し、平成 22 年 8 月の人事院勧告に伴う国家公務員の給与法改正を上回る措置を講じた。

- ・ 全職員を対象として、本俸を△0.3%～△0.5%減額 (人事院勧告は行政職俸給表 (一) (40 歳台以上 0.1%) 及び指定職俸給表 (0.2%) を引き下げ)

また、事業管理部において年度末に常勤職員数 1 名を削減した。

(5) 随意契約の見直し

- ① 契約に係る競争の推進

契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、新たな「随意契約等見直し計画 (平成 22 年 4 月策定) 以下「見直し計画」という」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争 (企画競争・公募を含む。) に付することとした。その結果、平成 22 年度の契約件数は、98 件、705 百万円の契約を行い、うち、競争性のない随意契約は 5 件、57 百万円となっている。

契約の状況

(単位：件、百万円)

区分	平成 20 年度実績		平成 21 年度実績		平成 22 年度実績			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	前年度 比較	
							件数	金額
競争性のある契約	128	1,732	123	812	93	648	▲30	▲164
うち (企画競争・公募)	(47)	(402)	(52)	(347)	(37)	(372)	(▲15)	(25)
競争性のない随意契約	25	176	11	100	5	57	▲6	▲43
合計	153	1,908	134	912	98	705	▲36	▲207

競争性のある契約に付した割合

平成 20 年度実績	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
83.7% (128 件)	91.8% (123 件)	94.9% (93 件)

競争性のない随意契約に付した割合

平成 20 年度実績	平成 21 年度実績	平成 22 年度実績
16.3% (25 件)	8.2% (11 件)	5.1% (5 件)

また、総務省行政管理局長から要請のあった「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成 22 年 5 月)の周知を図るとともに、一者応札・応募となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し理由の聴取を行い、理事会に報告するよう各部に文書で指示する等事後点検を行うなど一層の競争性の確保に努めた。その結果、一者応札は 9 件と、前年度を下回った。

なお、業者等からの聞き取りにより、適切な履行期間の確保が不十分と認められる事例が見られたため、見直しを行い、履行期間を確保した結果、以後同様の入札には複数の者が参加した。

一者応札・応募の件数

(単位：件)

	平成 20 年度実績		平成 21 年度実績		平成 22 年度実績	
	件数	うち一者応札等	件数	うち一者応札等	件数	うち一者応札等
一般競争契約	81	(16.0%) 13	71	(9.9%) 7	56	(5.4%) 3
企画競争・公募	47	(31.9%) 15	52	(9.6%) 5	37	(9.7%) 6
計	128	(21.9%) 28	123	(9.8%) 12	93	(9.7%) 9

②契約に係る審査体制

- ・ 随意契約（企画競争・公募を含む）を行う場合は、競争性の確保・相互牽制の観点から、その理由等について経理部で審査を実施した（42件）。
- ・ 当機構では、事業部制により各部で契約することになっており、企画競争・公募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から、事業担当部署以外の部署（経理部等）の者を加えて選定を実施した。
- ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、1,000万円以上について経理担当理事の審査を実施したほか、一定額（100万円）以上の契約について、毎月ホームページで公表するとともに毎月理事会に報告し点検を実施した（98件）。
- ・ 機構内各部の契約担当者に対し、経理部主催による契約の手続き等の研修を平成22年12月、平成23年4月に実施し、周知徹底を図った。
- ・ 内部監査により、四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施した。

③ 当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入に占める額が1/3以上で、かつ、当機構の役職員経験者で当該法人の役員等に再就職している取引先は該当がない。

（資料 64 機構の契約の現状及び平成22年度の契約に関する取組状況（資料編 P110））

（資料 65 「独立行政法人の契約の見直し（総務省平成22年5月）」に対する取組状況（資料編 P114））

（資料 66 契約監視委員会審議概要等（資料編 P116））

（資料 67 「随意契約等見直し計画（平成22年4月）」（資料編 P119））

（6）監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック

- ① 監事による定期監査において、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」を重点項目の一つとして監査を受けた。
- ② 監事が出席する理事会において、入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けた。

（7）広報

機構の広報戦略としてホームページへのアクセス件数増大を最重点に掲げ、平成21年度、22年度と積極的に取り組んできた。

平成21年度はトップページの見直しを行い、アクセス件数を約463千件から約765千件へ165%の大幅増加を実現することができた。

平成22年度はさらに利用者の利便性の向上と機構の業務内容を分かりやすく表示することに力点を置き、トップページを含めた見直しを行った。その結果、アクセス件数は732,227とほぼ21年度の水準を維持することができた。

（単位：件）

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
446,511	463,775	765,151	732,227

(資料 68 平成 22 年度 HP アクセス数推移 (資料編 P122))

トップページの改修にあたっては、平成 22 年 5 月に広報委員会の下に、ホームページ作業班を組織し検討・作業を行った。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、直ちに情報収集等を開始し、3 月 15 日には、機構業務の対応等についてトップページで情報提供を行った。

自己点検結果

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、計画を上回る削減となっており、今後も適切な予算執行に努める。

(2) 人件費・給与水準の適正化

給与水準の適正化については、俸給表の見直し等の結果、平成 20 年度のラスパイレース指数 113.9(地域・学歴勘案 111.6)に比して平成 21 年度は 1 ポイント程度低減し 112.1 となった。

今後は昇給幅の見直し等を含めた、給与構造の見直しを検討する。

(3) 随意契約等の見直し

- ① 競争的契約の割合は、前年度 (91.8%) に比べ 3.1%アップの 94.9%となり、概ね「見直し計画」に沿った契約を行うことができた。
- ② 競争性のない随意契約の件数は 5 件と前年度 11 件から 6 件減少した。
なお、競争性のない随意契約の 5 件については、契約監視委員会で随意契約することでやむを得ないとして整理したものである。また、一者応札・応募の件数についても、9 件と前年度 12 件から 3 件減少することができた。
- ③ 今後も、「見直し計画」に基づき、引き続き入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の徹底に努める。

(4) 監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック

特段の指摘を受けていないが、今後とも入札・契約の適正な実施に努めていく。

3. 業務における環境配慮

平成 22 年度計画の概要

- 平成 21 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成・公表。
- 温室効果ガスについて、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3 %削減の達成に向け取り組む。

(参考)

平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成 18 年度比 3 %削減量 80,403 kg-CO₂

平成 22 年度の重点事項

- ・ 電気使用量の削減

平成 22 年度業務実績

(1) 環境報告書の作成・公表

機構におけるペーパーレス化の推進等を紹介した「環境報告書 2010～私たちの環境配慮の取組～」を 9 月 30 日、ホームページで公表した。

(2) 電気使用量の削減

賃貸ビルに入居しているため、占有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象としている。

電気量の削減の取組みは以下のように実施している。

- ・ 昼休みや退出時の自主的な部分消灯
- ・ 執務室エリアの照明のゾーン管理
- ・ 執務室内の照明一部取り外し
- ・ 離席時の PC モニターの電源オフ

また、平成 22 年 12 月のパソコンの更新に当たっては、従来の機種より省エネタイプの機種（1 台あたり：37w/H→25 w/H）を選定した。

なお、東日本大震災に伴う電力不足に対応してより一層節電するため、日中の照明を最小限に減らすなど電気使用量の削減に努めた。

(参考)

年度	電気使用量	対 18 年度 増減比	温室効果ガス量	対 18 年度 増減比
22	182,562Kwh	▲19.2%	67,688Kg-CO ₂	▲18.3%
21	185,982Kwh	▲17.7%	69,246Kg-CO ₂	▲16.5%
20	190,956Kwh	▲15.5%	78,358Kg-CO ₂	▲5.5%
19	206,578Kwh	▲8.6%	86,559Kg-CO ₂	4.4%
18	225,975Kwh	—	82,890Kg-CO ₂	—

※22年度温室効果ガス量は暫定値

自己点検結果

石綿健康被害救済事業の見直しなどで作業が多かったが、より細かな節電を行うよう取り組んだことで、前年度以上に削減することができた。

今年度については温室効果ガス削減目標（平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%削減）を達成することができた。

今後も引き続き、照明、OA 機器等の電気使用量の削減に努める。特に夏期においては、東日本大震災に伴う節電対策に取り組む。

また、電気使用量以外についても、機構の全ての事務・事業において、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等に取り組むため、取組方針と目標等を定め、必要な取組を行い、それらを継続的に改善し、確認・評価する PDCA サイクルについて、平成 23 年度より実施すべく検討を行った。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積もりを含む。）

2. 収支計画

3. 資金計画

平成 22 年度計画の概要

（1）予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 基金勘定	別表－4
⑤ 承継勘定	別表－5

（2）収支計画

⑥ 総計	別表－6
⑦ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－7
⑧ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－8
⑨ 基金勘定	別表－9
⑩ 承継勘定	別表－10

（3）資金計画

⑪ 総計	別表－11
⑫ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－12
⑬ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－13
⑭ 基金勘定	別表－14
⑮ 承継勘定	別表－15

22 年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約 985 億円に比し実績額約 950 億円と▲35 億円(▲3.6%)の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 964 億円に比し実績額約 838 億円と▲約 126 億円(▲13.0%)の減少となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	98,539	95,028	▲3,510
支出	96,382	83,813	▲12,570

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	53,493	50,382	▲3,111
支出	53,528	50,210	▲3,318

収入のうち、賦課金収入が計画に比し 120 百万円増加したものの、納付財源引当金戻入が計画に比し▲3,189 百万円の減少となったこと等による。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	11,574	11,446	▲128
支出	11,574	3,567	▲8,007

収入は、政府交付金(厚生労働省)で▲337 百万円予定を下回ったものの、石綿健康被害救済基金の運用等により 207 百万円の増加となったことにより、▲128 百万円の減少となったため。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったため、▲8,007 百万円の減少となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	5,338	5,317	▲ 21
支出	3,091	2,392	▲699

収入は、ほぼ計画どおりの実績となった。

支出については、基金業務費で計画に比し▲699百万の減少となっているが、PCB廃棄物の処理が計画に比し、予定を下回ったため、日本環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	28,133	27,883	▲ 250
支出	28,189	27,644	▲ 545

収入は、計画に比し▲250百万円減少しているが、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画を4,150百万円増加するなどの結果、長期借入金が▲4,400百万円減少したことによる。

支出については、計画に比し借入金が減少したこと等による借入金利息等が▲545百万円減少したため。

平成22年度計画予算（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	1,990	1,990	0
国庫補助金	5,460	5,438	△22
その他の政府交付金	19,940	19,594	△346
都道府県補助金	2,000	1,861	△139
長期借入金	6,400	2,000	△4,400
環境再生保全機構債券	5,000	5,000	0
業務収入	56,041	56,849	808
受託収入	—	3	3
運用収入	1,360	1,389	29
その他収入	349	905	556
計	98,539	95,028	△3,510
[支出]			
業務経費	68,150	55,983	△12,167
公害健康被害補償予防業務経費	53,204	49,917	△3,287
うち人件費	444	307	△137
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,351	△7,978
うち人件費	387	288	△99
基金業務経費	2,978	2,295	△683
うち人件費	149	90	△59
承継業務経費	640	420	△219
うち人件費	315	199	△117
受託経費	—	3	3
借入金等償還	25,907	25,907	0
支払利息	1,476	1,188	△289
一般管理費	849	733	△116
うち人件費	375	290	△85
計	96,382	83,813	△12,570

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	441	441	0
国庫補助金	260	238	△22
その他の政府交付金	9,624	9,615	△9
業務収入	42,078	39,008	△3,070
運用収入	1,058	1,034	△24
その他収入	33	46	13
計	53,493	50,382	△3,111
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	53,204	49,917	△3,287
うち人件費	444	307	△137
一般管理費	325	294	△31
うち人件費	126	103	△23
計	53,528	50,210	△3,318

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	10,316	9,979	△337
業務収入	1,258	1,256	△2
受託収入	—	3	3
その他収入	1	208	207
計	11,574	11,446	△128
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,351	△7,978
うち人件費	387	288	△99
受託業務費	—	3	3
一般管理費	245	213	△32
うち人件費	139	115	△24
計	11,574	3,567	△8,007

別表-4

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	750	750	0
国庫補助金	2,000	2,000	0
都道府県補助金	2,000	1,861	△139
運用収入	302	355	53
その他収入	286	351	65
計	5,338	5,317	△21
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	2,978	2,295	△683
うち人件費	149	90	△59
一般管理費	113	97	△16
うち人件費	38	26	△12
計	3,091	2,392	△699

別表-5

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	799	799	0
国庫補助金	3,200	3,200	0
長期借入金	6,400	2,000	△4,400
環境再生保全機構債券	5,000	5,000	0
業務収入	12,705	16,585	3,880
その他収入	30	300	270
計	28,133	27,883	△250
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	640	420	△219
うち人件費	315	199	△117
借入金等償還	25,907	25,907	0
支払利息	1,476	1,188	△289
一般管理費	167	130	△37
うち人件費	73	46	△26
計	28,189	27,644	△545

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度収支計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	78,245	69,221	△9,024
經常費用	78,245	69,221	△9,024
公害健康被害補償予防業務経費	53,254	49,929	△3,325
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,323	△8,005
基金業務経費	2,978	2,360	△618
承継業務経費	7,662	10,278	2,616
一般管理費	1,462	2,024	562
減価償却費	113	101	△13
雑損	—	2	2
財務費用	1,446	1,204	△243
収益の部	78,819	70,786	△8,033
經常収益	78,819	70,786	△8,033
運営費交付金収益	1,990	1,413	△577
国庫補助金収益	260	238	△22
その他の政府交付金収益	10,604	10,312	△291
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,594	2,836	△7,758
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,039	1,544	△495
受託収入	—	3	3
業務収入	49,739	49,289	△450
運用収入	1,360	1,389	29
その他の収益	92	1,171	1,079
財務収益	2,141	2,591	450
純利益	574	1,565	992
前中期目標期間繰越積立金取崩額	112	31	△80
総利益	685	1,597	911

別表-7

(公害健康被害補償予防業務勘定)		(単位：百万円)	
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	53,650	50,285	△3,365
經常費用	53,650	50,285	△3,365
公害健康被害補償予防業務経費	53,254	49,929	△3,325
補償業務経費	52,003	48,855	△3,148
予防業務経費	1,251	1,074	△177
一般管理費	325	302	△23
減価償却費	71	54	△17
雑損	—	0	0
収益の部	53,513	50,307	△3,205
經常収益	53,513	50,307	△3,205
運営費交付金収益	441	338	△103
国庫補助金収益	260	238	△22
その他の政府交付金収益	9,624	9,615	△9
業務収入	42,074	39,008	△3,066
資産見返負債戻入	23	22	△1
運用収入	1,058	1,034	△24
財務収益	32	26	△6
雑益	0	27	26
純利益（△純損失）	△137	22	160
前中期目標期間繰越積立金取崩額	112	31	△80
総利益（△総損失）	△26	54	79

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)		(単位：百万円)	
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	11,604	3,569	△8,035
經常費用	11,604	3,569	△8,035
石綿健康被害救済業務経費	11,329	3,323	△8,005
一般管理費	245	213	△33
減価償却費	29	33	3
収益の部	11,604	3,569	△8,035
經常収益	11,604	3,569	△8,035
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,594	2,836	△7,758
その他の政府交付金収益	980	697	△283
受託収入	—	3	3
資産見返負債戻入	29	33	3
雑益	1	0	0
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-9

(基金勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	3,096	2,463	△633
経常費用	3,096	2,463	△633
基金業務経費	2,978	2,360	△618
地球環境基金業務費	767	642	△125
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	2,081	1,568	△512
維持管理積立金業務費	130	150	19
一般管理費	113	97	△16
減価償却費	5	6	1
収益の部	3,096	2,463	△633
経常収益	3,096	2,463	△633
運営費交付金収益	750	558	△192
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,039	1,544	△495
地球環境基金運用収益	189	219	29
維持管理積立金運用収益	112	136	24
資産見返負債戻入	5	6	1
雑益	0	0	0
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-10

(承継勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	9,895	12,904	3,009
経常費用	9,895	12,904	3,009
承継業務費	7,662	10,278	2,616
一般管理費	780	1,413	633
減価償却費	7	7	0
財務費用	1,446	1,204	△243
雑損	—	2	△2
収益の部	10,606	14,447	3,841
経常収益	10,606	14,447	3,841
運営費交付金収益	799	518	△281
事業資産譲渡元金収入	7,665	10,281	2,616
資産見返負債戻入	7	7	0
財務収益	2,109	2,565	456
雑益	26	1,076	1,050
純利益	711	1,543	832
総利益	711	1,543	832

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度資金計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	234,094	284,446	50,352
業務活動による支出	73,877	58,825	△15,052
投資活動による支出	35,279	175,016	139,737
財務活動による支出	25,929	25,921	△8
翌年度への繰越金	99,009	24,684	△74,325
資金収入	234,094	284,446	50,352
業務活動による収入	94,938	93,987	△951
運営費交付金収入	1,990	1,990	0
国庫補助金収入	5,460	3,439	△2,020
その他の政府交付金収入	19,940	19,593	△347
都道府県補助金収入	2,000	1,848	△152
業務収入	55,412	56,521	1,109
受託収入	—	1	1
運用収入	1,358	1,386	28
その他の収入	8,779	9,210	431
投資活動による収入	69,499	142,575	73,077
財務活動による収入	11,440	7,082	△4,358
前年度よりの繰越金	58,217	40,801	△17,416

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	64,843	112,632	47,789
業務活動による支出	53,511	50,214	△3,297
投資活動による支出	1,275	60,709	59,434
翌年度への繰越金	10,057	1,709	△8,348
資金収入	64,843	112,632	47,789
業務活動による収入	52,862	50,201	△2,662
運営費交付金収入	441	441	0
国庫補助金収入	260	239	△20
その他の政府交付金収入	9,624	9,614	△10
業務収入	41,449	38,798	△2,651
運用収入	1,056	1,058	2
その他の収入	33	50	18
投資活動による収入	1,445	61,400	59,955
前年度よりの繰越金	10,536	1,032	△9,505

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	88,292	77,293	△10,999
業務活動による支出	11,549	3,615	△7,934
投資活動による支出	33,000	71,920	38,920
翌年度への繰越金	43,743	1,758	△41,985
資金収入	88,292	77,293	△10,999
業務活動による収入	11,574	11,426	△148
その他の政府交付金収入	10,316	9,979	△337
地方公共団体等拠出金収入	1,258	1,256	△2
受託収入	—	1	1
その他の収入	1	191	190
投資活動による収入	60,500	64,700	4,200
前年度よりの繰越金	16,217	1,167	△15,051

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	51,592	54,100	2,508
業務活動による支出	6,560	3,027	△3,533
投資活動による支出	1,000	30,670	29,670
翌年度への繰越金	44,031	20,403	△23,628
資金収入	51,592	54,100	2,508
業務活動による収入	13,772	11,470	△2,302
運営費交付金収入	750	750	0
国庫補助金収入	2,000	0	△2,000
都道府県補助金収入	2,000	1,848	△152
運用収入	301	328	27
その他の収入	8,720	8,543	△177
投資活動による収入	7,550	4,550	△3,000
財務活動による収入	40	82	42
前年度よりの繰越金	30,230	37,999	7,769

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	29,367	40,420	11,053
業務活動による支出	2,256	1,969	△287
投資活動による支出	4	11,717	11,713
財務活動による支出	25,929	25,921	△8
翌年度への繰越金	1,178	814	△364
資金収入	29,367	40,420	11,053
業務活動による収入	16,729	20,890	4,161
運営費交付金収入	799	799	0
国庫補助金収入	3,200	3,200	0
業務収入	12,705	16,467	3,762
その他の収入	26	425	399
投資活動による収入	4	11,925	11,921
財務活動による収入	11,400	7,000	△4,400
前年度よりの繰越金	1,234	605	△629

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

財務の状況について

1. 当期総利益

平成22年度の総利益は、1,597百万円であり、その主な発生要因は、公害健康被害補償予防勘定予防経理における経費の縮減等による利益等54百万円と承継勘定における利息の収支差等1,543百万円によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	54	第二種経理における賦課金収益の減少による損失(▲50)及び予防経理における経費の縮減等による利益(104)
石綿勘定	—	—
基金勘定	—	—
承継勘定	1,543	利息収支差(1,375)及び未収財源措置予定額に係る未収利息分(148)
計	1,597	

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・公健勘定では、予防経理において基金による運用収入を財源に事業を行う等、損益が発生することとなる。
- ・承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と借入金に係る支払利息との差額が生じることにより損益が発生している。
- ・なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を財源に充てること、また、基金勘定は、運営費交付金による業務運営並びにPCB廃棄物処理基金等を財源に充てることから、両勘定において損益は発生しない構造となっている。

2. 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の95億11百万円に対して、平成22年度は、繰越積立金取崩額31百万円、当期積立額15億97百万円を計上し、当期末残高は110億77百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①21年度末	②国庫納付金	③繰越積立金取崩額	④当期積立額	22年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	887	—	31	54	909
石綿勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	—	—	—	—	—
承継勘定	8,624	—	—	1,543	10,167
計	9,511	—	(31)	(1,597)	11,077

3. 運営費交付金債務

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①21年度末	②当期発生額	③当期取崩額	22年度末 (①+②-③)	主な要因
公健勘定	91	99	—	190	業務の効率化による経費の縮減等(66)及び人件費の縮減等(124)
基金勘定	175	192	—	367	業務の効率化による経費の縮減等(243)及び人件費の縮減等(124)
承継勘定	286	281	—	567	業務の効率化による経費の縮減等(240)及び人件費の縮減等(327)
計	552	572	—	1,124	

4. 資金運用の実績、資金運用の基本方針等

資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程及び各基金等の性格を踏まえた運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。

また、資金の運用に係る内部統制の観点から、各基金等における運用状況の監視、取引金融機関に破綻懸念が生じた場合等のリスク回避のための対応策等を審議するこ

ととした規程の改正を行い、資金管理委員会の審査機能の強化を図った。

基金運用利息 (単位：百万円)

区分	22年度
公害健康被害予防基金	1,034
地球環境基金	219
計	1,253

((資料 63-①) 予算・決算の概況 (資料編 P109))

((資料 69-①) 簡潔に要約された財務諸表(法人全体) (資料編 P123))

((資料 69-②) 財務情報 財務諸表の概況 (資料編 P125))

((資料 69-③) 事業の説明 財源構造 (資料編 P127))

自己点検結果

- ・ 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- ・ 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。また、資金管理委員会の審査機能を強化したことで、運用に係る内部統制の充実を図った。

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

平成 22 年度計画の概要

- 破産更生債権及びこれに準じる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 300 億円以下に圧縮するために、
 - ① 約定弁済先の管理強化
 - ② 返済慫慂
 - ③ 厳正な法的処理
 - ④ 迅速な償却処理
 に積極的に取組む。
- 機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。
- 中期計画期間中に平成 20 年度末の委託債権残高の 2 割に相当する債権を新たにサービサー委託することを目指す。
- 今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。
- サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。
- 承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、32 億円交付されることを予定。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 個別債権ごとの管理の強化

平成 22 年度業務の実績

（1）正常債権以外の債権の圧縮のための取組

平成 22 年度期首からの債権残高の変動及び要因は下記表のとおりである。

平成 22 年度期末の正常債権以外の債権残高は 349 億円であり、平成 22 年度期首残高 382 億円から 33 億円圧縮した。

債権残高変動状況表

（単位：百万円）

債権区分	H22 年度 期首残高	回収	償却	移入	移出	H22 年度 期末残高
破産更生債権等	4,638	654	551	366	0	3,799
貸倒懸念債権	33,555	2,931	434	1,309	404	31,094
小計	38,193	3,585	985	1,674	404	34,893
一般債権	66,510	10,311	0	39	1,309	54,929
合計	104,703	13,896	985	1,713	1,713	89,823

① 正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収が 3,585 百万円、貸倒償却適状となった債権を 985 百万円償却したことによるものである。さらに債務超過状態が解消したため、一般債権に移出したものが 39 百万円あった。

一方で、財務状況が悪化し債務超過に陥ったものが 3 件 196 百万円あった他、東日本大震災発生の影響によるものが 1 件 1,112 百万円あったため、一般債権から正常債権以外の債権へ 1,309 百万円が移出した。

② 一般債権から新たな延滞が発生した場合、迅速に現地調査等を行い、延滞解消の目処を見極めるところであるが、上記の東日本大震災に係る 1 件については、現在のところ困難な状況が続いている。復興の目処等について先方と協議して適切に対応していくこととしている。

③ 法的処理は、平成 22 年度期首で競売等合計 16 件である。平成 22 年度中に新たに行った法的処理は、競売等で 4 件である。一方で競売終結等により 11 件が終了した。この結果、平成 23 年度に係属する法的処理事案は、競売等 9 件である。

新たに法的処理に移行した 4 件のうち 3 件はサービス委託案件である。また終結した 11 件のうち 7 件がサービス委託案件である。

④ 貸倒償却に関しては、償却適状となった 5 件の債権で 985 百万円の貸倒償却を実施した。

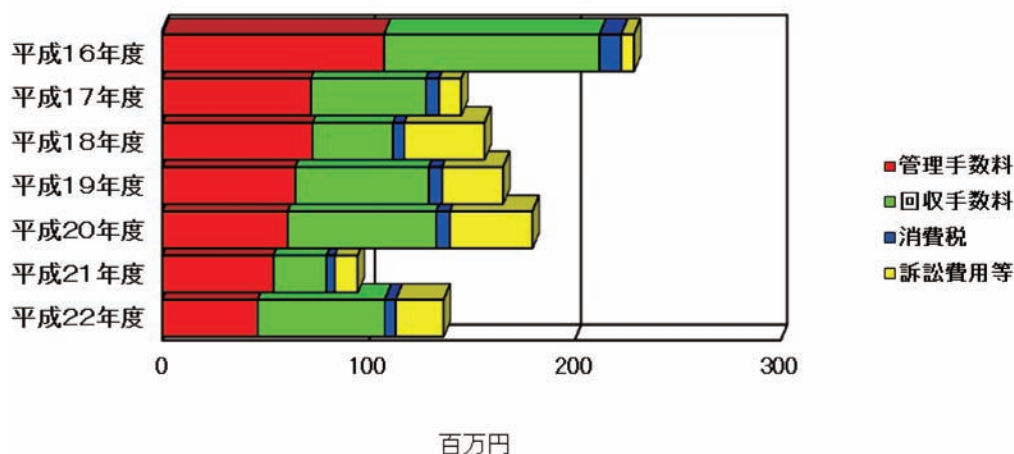
(2) サービス委託債権からの回収

サービスへの債権管理回収委託債権からの回収額は、元利合計額で、1,412 百万円である。一方、債権管理回収委託費は 136 百万円であった。

(参考 1) サービスへの委託費と委託債権からの回収額

年 度	委託費 A	委託債権からの回収額B (元利合計)	B/A
平成 22 年度	1.4 億円	14.1 億円	10.1 倍
平成 21 年度	0.9 億円	12.0 億円	13.3 倍
平成 20 年度	1.8 億円	20.1 億円	11.2 倍
平成 19 年度	1.7 億円	27.6 億円	16.2 倍
平成 18 年度	1.6 億円	16.3 億円	10.2 倍
平成 17 年度	1.4 億円	18.8 億円	13.4 倍
平成 16 年度	2.3 億円	35.9 億円	15.6 倍

サービサー委託費用内訳



サービサー委託費は平成 21 年度 0.9 億円から 1.4 億円に増加した。この要因は、回収手数料及び訴訟費用等の増加による。回収手数料の増加は、回収額が平成 21 年度 12.0 億円から 14.1 億円と増加したこと及びこのうち 65 百万円が回収料率 50%としている担保処分を終了した後の無担保債権からの回収であったためである。(通常回収料率は 2~3%) さらに新規に法的処理に移行したものに係る支出(差押のための供託金等)により訴訟費用等も増加した。

また、サービサーへの債権管理回収委託債権(平成 22 年度期首委託債権数 55 社)のうち、7 社に関しては委託を解除した。平成 22 年度に新規に 1 件の委託を行ったことから、委託債権数は 49 社である。

(3) サービサーへの新規委託

今回新規に委託した 1 組合の債権残高は 3 億円であり、平成 21 年度新規委託(18 億円)を含めると達成率は 75%となる(数値目標 28 億円)。

(4) 資金調達状況

自助努力による資金調達として、債券発行 50 億円、政府保証民間借入金 20 億円を調達し、財投借入金等の償還を円滑・確実に行った。

(5) 補助金交付状況

平成 22 年度において債権管理回収業務補助金 32 億円が予定どおり交付された。

自己点検結果

正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組みを行うこと等、個別債権の監視強化により、正常債権以外の債権の圧縮を図った。この結果、回収額は36億円（平成21年度38億円）を上げたものの、東日本大震災の発生等の影響により、正常債権以外の債権の圧縮額は33億円となり残高は349億円となった。

また、サービスの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割増（28億円）を数値目標としているが、新たに3億円の新規委託を行った。

東日本大震災に伴う新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いており、個別債権の管理を今後とも厳格に行っていくことが肝要と考えている。

IV 短期借入金の限度額

平成 22 年度計画の概要

- 短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 資金の計画的、機動的な管理

平成 22 年度業務の実績

- ・ 短期借入金の借入状況

借入残高の最高額は、9 月 16 日から 9 月 27 日の 2,000 百万円であり、限度額 18,600 百万円の範囲内であった。

借 入 期 間	借入金額（百万円）
平成 22 年 5 月 25 日 ~ 平成 22 年 6 月 25 日	1,300
平成 22 年 6 月 25 日 ~ 平成 22 年 7 月 23 日	900
平成 22 年 7 月 23 日 ~ 平成 22 年 8 月 23 日	400
平成 22 年 8 月 23 日 ~ 平成 22 年 9 月 7 日	300
平成 22 年 9 月 16 日 ~ 平成 22 年 9 月 27 日	2,000

自己点検結果

資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年 4 回（5 月、9 月、11 月、3 月）の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

V 重要な財産の処分等に関する計画

平成 22 年度計画の概要

- 戸塚宿舎の土地については、売却に向けた準備を進める。

平成 22 年度の重点事項

- ・ 売却に向けた情報収集等に努める。

平成 22 年度業務実績

(1) 売却に向けた準備

横浜国道事務所に対し道路区域のみの買収ではなく、全部買収の検討を申し入れ、また、本中期計画期間内の全部売却は必須である旨を強調してきた（前年度に引き続き）。

- ① 平成 22 年 7 月、横浜国道事務所から用地交渉の進捗状況につき聴取した。
 - ・ 同事務所は、「現在、上部機関（関東地方整備局）と補償方法等について協議中である。」とするものの、買収時期については「予算の確保について厳しいため、平成 23 年度内の買収は難しい。」と回答してきた。
- ② 同事務所の計画によると、買収予定の面積は 528.49 m² (50.8%) であり、その後に残る土地（残地）は 510.68 m² (49.1%) とのことであった。
- ③ 戸塚宿舎に入居していた職員は、平成 23 年 3 月末には全員が退去した。

(2) 国庫への現物納付に向けた準備

- ① 独立行政法人の抜本的見直しの結果、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（22.12.7 閣議決定）」に基づき、戸塚宿舎については、不要資産の国庫納付に取り組むこととされた。
- ② 戸塚宿舎を不要資産として現物納付することについて主務省の了解を得たところである。その後、主務省により財務省理財局へ事前説明する予定となっていたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により現在中断している。

(3) その他

東日本大震災の被災者受入れ可能施設として登録された。

自己点検結果

従来の売却に向けた情報収集等に努めたことはもとより、あらたに国庫納付に向けた準備等に積極的に取り組んだ。

VI 剰余金の使途

平成 22 年度計画の概要

なし

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

平成 22 年度計画の概要

なし

2. 人事に関する計画

平成 22 年度計画の概要

- 事業管理部の常勤職員数 1 名を削減。
 - 職員研修計画に基づく各種研修を実施。
 - 人事評価制度の評価結果を人事及び給与等に反映。
- 人員に関する指標
- ・ 期初の常勤職員数 145 人
 - ・ 平成 22 年度中に 1 人削減

平成 22 年度の重点事項

- ・ 内部統制の強化及び職員の士気を高めるための研修等の実施

平成 22 年度の業務実績

(1) 人員の削減

事業管理部において、業務分担等を見直すとともに、年度末に常勤職員数 1 名を削減した。

(2) 各種研修の実施

- ① 必要な知識・技術の取得、能力開発を目的として、次の研修を実施するとともに外部研修に職員を派遣した。

ア. 階層別研修

部門目標を有効かつ効率的に達成するため、職員の各階層に求められる役割を再認識し、日頃の業務に活かすことを目的とした階層別（次長・課長、課長代理・係長等、係員）研修を新規に実施した（平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月）。

本研修では、組織全体で目標を共有し、組織内のコミュニケーションを活発化させるため実践的な演習を重点的に行った。

区分	ねらい	演習内容
次長・課長	組織を管理、牽引する役割を実践する。	成果志向の業務体系づくり 部下からの傾聴法
課長代理・係長	組織の原動力としてより活躍する。	ファシリテーション法 部下指導法
係員	モチベーションと生産性を向上する。	上司への改善提案 ロジカルシンキング法

イ. 環境行政の専門研修

- ・ 環境省環境行政実務研修（平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）
- ・ 環境省環境調査研修所環境研修
（野生生物研修、自然環境研修、廃棄物・リサイクル基礎研修、国際環境協

力基本研修、化学物質対策研修、日中韓三カ国合同環境研修、環境影響評価研修等)

ウ. 新人職員研修

新人職員において、社会人としての対応を身につけるための一般的な知識（挨拶、電話など）及び環境政策への意識を向上させるための研修を実施した。

- ・新人マナー研修（平成 22 年 4 月）
- ・新人職員研修（生物多様性交流フェア情報収集）（平成 22 年 10 月）
- ・環境省職員環境問題史現地調査研修（西淀川コース）（平成 23 年 2 月）

エ. 職務能力向上のための主な研修

- ・財務省会計センター政府関係法人会計事務職員研修（平成 22 年 10 月～11 月）
- ・給与実務研修（平成 22 年 8 月、10 月）
- ・職員相談員実務研修（平成 22 年 10 月）

オ. Eラーニング(平成 22 年 9 月)

職員のニーズを取り入れ、簿記会計についてEラーニング研修を試行的に実施したところ、自宅を含む勤務時間の内外で柔軟に利用できることから効率的に研修が実施できた。

カ. コンプライアンス研修（平成 23 年 3 月）

② 研修参加者による報告会を新たに開催し、参加者本人の研修効果の強化を図るとともに、職場に対する研修成果のフィードバックを行うなど、研修結果を活用した。

- ・職員相談員実務研修報告会（平成 22 年 10 月）
- ・生物多様性交流フェア情報収集ポスターセッション（平成 22 年 11 月）
- ・環境省職員環境問題史現地調査研修報告会（平成 23 年 3 月）

(資料 70 平成 22 年度職員研修実績 (資料編 P128))

(3) 人事評価制度の適正な運用

平成 21 年度の業績評価結果及び平成 21 年度下半期発揮能力評価の結果を踏まえ、平成 22 年 4 月の昇格及び昇給並びに平成 22 年 6 月期の賞与に反映した。

また、平成 22 年 9 月に平成 22 年上半期の発揮能力評価を各部門の上司と部下の面談を経て実施した。

平成 22 年上半期の発揮能力評価の結果を、平成 22 年 12 月期賞与に反映させるとともに、平成 22 年度の業績評価と下半期発揮能力評価を平成 23 年 3 月に実施した。

自己点検結果

研修については、内部統制の強化、職員の知識向上及び士気高揚のため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員を派遣した。

階層別研修では、管理職には特に部門の目標管理を通じて部下を育成する方法を、係員には部門の目標を達成するために必要な改善企画提案の方法を、課長代理・係長には部下と上司をつなぎ部門目標を達成するファシリテーションの方法を学ばせることで組織力の向上を図った。

また、研修の成果を組織内で情報共有するための報告会を新たに実施し、研修結果のフィードバックと本人の研修効果の向上を図った。

今後も研修内容の見直しや新たな試みを取り入れ、より効果的な研修の実施に努める。

参考データ

資料 70 平成 22 年度職員研修実績（資料編 P128）

3. 積立金の処分に関する事項

平成 22 年度計画の概要

- 前中期目標期間より繰り越した積立金について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。

平成 22 年度の重点事項

(該当事項なし)

平成 22 年度の業務実績

- ・ 公健勘定においては、自己収入で取得した固定資産の減価償却に 31 百万円を充てた。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

平成 21 年度計画の概要

なし

<参考>年度計画数値目標達成状況一覧

年度計画に定められた数値目標一覧		平成21年度実績	平成22年度実績	備考
●国民サービスの向上				
<公害健康被害補償業務>				
汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上の維持		99.88%	99.98%	申告額 38,783,848 千円 収納額 38,777,322 千円
一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成20年度比50%増の現地調査の実施		55.26%増	63.15%増	20年度実績 38事業所 22年度実績 62事業所
徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)において、平成20年度実績に比し7%以上の削減		7.85%	8.46%	20年度実績 195,561,047 円 22年度実績 179,026,017 円
<公害健康被害予防事業>				
調査研究課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定	環境保健分野	45日	60日	
	環境改善分野	—	46日	
アンケート調査を実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。	知識普及	89%	90.8%	
	研修	97%	96.1%	
<地球環境基金部>				
助成金の支給についての支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間は4週間以内		26.12日	25.41日	
研修受講者に対するアンケート調査の有効回答者のうち80%以上から「有意義であった」との評価を得る。		99%	98.6%	
●その他				
常勤職員数1名の削減		(総務部) 1名削減	(事業管理部) 1名削減	

